

## 簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示

次のとおり、簡易公募型競争入札の手続を開始します。

2026年2月26日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長 上松 英司

### 1 業務概要

(1) 業務名

既設出入口改良に係る概略設計その他業務

(2) 業務目的

本業務は、交通混雑緩和や交通安全対策を目的に、既往成果の検討内容を踏まえ、既設出入口の付け替え及び既設構造物の改築に関する概略設計その他業務を行うものである。

(3) 業務内容

本業務に係る特記仕様書記載のとおり。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から 2027年5月31日まで

(5) 本業務は、あらかじめ指定する技術提案を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

(6) 本業務は、担い手の確保を目的として、若手技術者の配置に対する評価及び管理補助技術者を配置できるようにする業務である。管理補助技術者を配置した場合、予定管理技術者に代えて、管理補助技術者の資格、業務経験、手持ち業務を対象に技術評価を行うものとする。

(7) 本業務は、入札及び資料の提出を原則として電子入札で行う対象業務であり、阪神高速道路株式会社（以下、「阪神高速」という。）ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、同基準に基づき発注者の承諾を得て紙入札方式によることができる。ただし、紙入札は郵送等（一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で配達記録の残る送付方法をいう。以下同じ。）による入札のみとし、直接（持参）入札は認めない。

(8) 本業務は、業務関係共通仕様書に定める書類作成及び提出等の各種手続等を、契約書の規定「情報通信の技術を利用する方法」に基づき行う、Hi-TeLus（阪神高速・工事情

報等共有システム)の適用対象業務である。

## 2 競争参加資格

本手続に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### (1) 企業の形態

次に掲げる要件を満たしている単体企業であること。

#### ① 単体企業

- 1) 阪神高速道路株式会社契約規則(平成23年阪神高速規則第10号)第6条の規定に該当しない者であること。
- 2) 開札時に阪神高速における2025~2028年度測量・建設コンサルタント等の一般競争(指名競争)参加資格の「土木設計」の認定を受けていること。
- 3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。
- 4) 技術提案書の提出期限の日から開札時までの期間に阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置(以下「競争参加停止措置」という。)を受けていないこと。  
また、阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領(令和5年阪神高速細則第1号)に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。
- 5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

### (2) 企業の能力

業務実績が指定された要件を満たすこと。(入札説明書参照)

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完了していない業務についても、評価の対象とする。

### (3) 配置予定技術者の能力

本業務における配置予定管理技術者の保有資格、同種・類似業務の経験、手持ち業務の状況、当該業務の実施体制等が、指定された要件を満たすこと。(入札説明書参照)

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完了していない業務についても、評価の対象とする。

### (4) 入札参加者間の資本・人的関係

入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

### (5) 業務実施体制

業務実施体制に関して、次のいずれにも該当しないこと。

#### ① 再委託の内容が主たる部分の場合

- ② 業務の分担構成が不明確又は不自然な場合

### 3 総合評価に関する事項

#### (1) 総合評価落札方式の仕組み

本業務の総合評価落札方式は、技術評価点（配置予定技術者の資格、同種・類似業務の実績と評価、手持ち業務の状況、業務実施方針、実施体制、実施手順等入札説明書に記載する評価項目に応じて付与する点数）に価格評価点（入札価格を一定のルールに沿って点数化したもの）を加え、評価値を算出し、落札者を決定する方式とする。

#### (2) 評価及び落札者の決定方法

入札参加者は価格をもって入札し、提出された技術提案書の評価に応じて付与する技術評価点及び入札価格を点数評価した価格評価点から、評価値〔評価値＝技術評価点＋価格評価点〕を算出し、次の条件を満たす評価値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が契約制限価格の制限の範囲内であること。
- ② 技術提案が適切であること。

(3) 上記(2)において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者を対象に電子くじにより落札者を決定する。

### 4 入札手続等

#### (1) 担当部署

別表「担当部署」のとおり。

#### (2) 入札説明書等の交付期間及び方法

- ① 交付期間 別表「入札説明書等の交付期間」のとおり。
- ② 交付方法 下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R等により交付するので、事前に上記(1)の担当部署へその旨申し出ること。
  - ・阪神高速道路株式会社ホームページ（建設コンサルタント業務等の入札公告ページ）  
<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/>

#### ③ 交付図書のダウンロード手順

②のサイトにて、当該業務の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのURL情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

#### (3) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 別表「技術提案書の提出期限」のとおり。
- ② 提出場所 別表「担当部署」のとおり。
- ③ 提出方法 下記イ)、ロ)、又はハ)のいずれかによること。（詳細は、電子入札運用基準参照）

イ) 電子入札システムにより、技術提案書及び添付書類・見積書を提出するものとする。(電子ファイルサイズは合計3MB以内)

ロ) 電子入札システムにより、必要事項を記載した電子ファイル(電子入札運用基準・様式4)を送信し、技術提案書及び添付書類は上記②の提出場所へ電子メール又は電子ファイル送付サービス(以下「電子メール等」という。)により提出するものとする。なお、送付後、阪神高速へ着信確認を行うものとする。(電子ファイルサイズが合計10MBを超える場合は、分割送付又はファイル転送サービスによる送付によること。)

ハ) 上記イ)、ロ) によることが困難な場合、又は阪神高速の承諾を得て紙入札とする場合は、電子入札運用基準に従い必要書類一式1部(データを含む。)を上記②の提出場所へ持参又は郵送等により提出するものとする。なお、FAX又は電子メール等によるものは受け付けない。

なお、詳細については、入札説明書による。

#### (4) 入札、開札の日時、開札場所及び入札書の提出方法

- ① 電子入札システムによる入札の締め切り 別表「入札の締切」のとおり。
- ② 郵送等による入札の締め切り(紙入札参加の承諾を得た場合) 別表「入札の締切」のとおり。  
(郵送等の宛先は、上記(1)に同じ。直接(持参)入札、電子メールによる入札及びFAXによる入札は認めない。)
- ③ 開札日時 別表「開札日時」のとおり。
- ④ 開札場所 別表「開札場所」のとおり。

## 5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された技術提案書及び添付書類は、返却しない。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の評価及び履行の確認以外に提出者に無断で使用しない。また、技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (4) 技術提案書提出後においては、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、傷病、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由による場合には、監督員と協議の上、変更を認めることができる。
- (5) 履行の確認  
技術提案書の内容は契約書に添付するものとする。また、当該内容については、業務期間中及び業務完了時に確認できる項目について契約締結後に提出する業務計画書等に反映させるものとし、業務期間中及び業務完了後において履行状況の確認及び検査を行う。受注者の責により技術提案の履行がなされなかった場合は、業務成績評定にお

いて点数を減ずることとし、未実施の評価項目ごとにその項目点数を減ずる（最大10点減点）。なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は契約違反として取り扱う場合がある。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

(7) 入札の無効

手続開始の公示に示した競争参加資格のない者のした入札、技術資料に虚偽の記載をした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(8) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記3(2)の方法で決定するものとする。ただし、落札者となるべき者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、契約制限価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も評価値の高い者を落札者とすることがある。

(9) 手続における交渉の有無 無

(10) 契約書作成の要否 要（本件は電子契約を推奨）

(11) 当該業務に直接関連する他の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

(12) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(13) 技術提案についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。

(14) 詳細は、入札説明書による。

## 業務内容及び入札・契約方式等

業務名	既設出入口改良に係る概略設計その他業務	
業務の目的	本業務は、交通混雑緩和や交通安全対策を目的に、既往成果の検討内容を踏まえ、既設出入口の付け替え及び既設構造物の改築に関する概略設計その他業務を行うものである。	
業務内容	本業務に係る特記仕様書記載のとおり。	
業務期間	契約締結日の翌日 から 2027年5月31日 まで	
WTO協定対象	×対象外	
競争方式	総合評価落札方式（価格評価点：技術評価点＝1：2）	
選定方式	簡易公募型	
Hi-TeLusの適用	○適用対象	
担い手確保施策	○適用対象	
手続における交渉の有無	無	
随意契約予定の有無	無 <small>本業務に直接関連する他の業務の請負契約を、本業務の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無</small>	
火災保険付保の要否	否	
見積書審査方式	×対象外	
見積書対象内容		
設計審査補助業務の受注実績	認定対象	×評価対象外
	評価対象	×評価対象外
その他適用方式等		
保証金 前払金 等	入札保証金	免除
	契約保証金	免除
	前払金 部分払	業務完了時（一部完了時を含む。）に支払う。
苦情の申立て	競争参加資格がないと認めた理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者は、回答を受け取った日から7日（休日を除く）以内に、書面により、代表取締役社長に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。なお、苦情の申し立てについては、入札監視委員会が審議を行うものとする。苦情の申し立ての受付窓口及び受付時間は次のとおり。（1）受付窓口：別表－3 担当部署(申請書等提出先)のとおり。（2）受付時間：毎日（休日を除く）午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで	

## 競争参加資格・要件等

業務名	既設出入口改良に係る概略設計その他業務	
<b>基本的事項</b>		
企業の形態	単体のみ	
一般競争参加資格	下記の一般競争参加資格の認定を有すること。	
認定年度	2025年度～2028年度	
種別	土木設計	
1級建築士事務所の登録	無	
地域要件	設定なし	
<b>企業の能力</b>		
実績対象期間	過去 10 年度分までの実績を対象（ 2016 年度以降の実績 ）	
業務実績	下記のいずれかの実績を有すること。	
同種業務	都市高速道路※におけるランプの改築概略設計業務	
類似業務	高速道路※におけるランプの改築概略設計業務	

※都市高速道路および高速道路の定義は以下のとおりとする。

都市高速道路：①首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ②指定都市高速道路 が建設、管理する道路

高速道路：都市高速道路 及び 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社  
または本州四国連絡高速道路株式会社が建設、管理する道路

<b>配置予定技術者の能力</b>		
<b>管理技術者の要件（管理補助技術者も同要件）</b>		
配置の要否	○配置を求める。	
保有資格	下記のいずれかの資格を有すること。	
資格種別	①.1 技術士（総合技術監理部門：建設一道路） ①.2 技術士（建設部門：道路） ②.1 R C C M（シビルコンサルティングマネージャ：道路） ②.2 — （上記以外）	
業務経験	下記のいずれかの実績を有すること。	
評価対象期間	過去 10 年度分までの実績を対象（ 2016 年度以降の実績 ）	
同種業務	都市高速道路※におけるランプの改築概略設計業務	
類似業務	高速道路※におけるランプの改築概略設計業務	
手持ち業務量の要件	全ての手持ち業務の契約金額合計及び件数が下記の要件を満たすこと。 5億円未満かつ10件未満 詳細は、別紙①（手持ち業務量）による。	
申請者との雇用関係	技術提案書の提出者の企業に、公示日の3か月以前から対象者に雇用されていること。	
管理補助技術者	○配置可	

※都市高速道路および高速道路の定義は以下のとおりとする。

都市高速道路：①首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ②指定都市高速道路 が建設、管理する道路

高速道路：都市高速道路 及び 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社  
または本州四国連絡高速道路株式会社が建設、管理する道路

照査技術者の要件	
配置の要否	○配置を求める。
保有資格	下記のいずれかの資格を有すること。
資格種別	①.1 技術士（総合技術監理部門：建設一道路） ①.2 技術士（建設部門：道路） ②.1 R C C M（シビルコンサルティングマネージャ：道路）  ②.2 _ (上記以外)
申請者との雇用関係	技術提案書の提出者の企業に、公示日の3か月以前から対象者に雇用されていること。
担当技術者の要件	
配置の要否	○配置を求める。
保有資格	競争参加資格として求めない。
資格種別	①.1 ①.2 ②.1  ②.2 (上記以外)
業務経験	下記のいずれかの業務経験を有すること。
評価対象期間	過去 10 年度分までの実績を対象（ 2016 年度以降の実績 ）
同種業務	都市高速道路※におけるランプの改築概略設計業務
類似業務	高速道路※におけるランプの改築概略設計業務
申請者との雇用関係	技術提案書の提出者の企業に、公示日の3か月以前から対象者に雇用されていること。
最大申請可能人数	3 名

※都市高速道路および高速道路の定義は以下のとおりとする。

都市高速道路：①首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ②指定都市高速道路 が建設、管理する道路

高速道路：都市高速道路 及び 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社

または本州四国連絡高速道路株式会社が建設、管理する道路

#### 「基本的事項」に関する注意事項

注1) 記載の参加形態及び参加資格等を有していること。

注2) 地域要件を設定している業務の場合

近畿2府4県とは、下記に基づく営業所が、近畿2府4県（大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県）に所在すること。なお、建設業法上の営業所が申請書等の提出時に登録されていない場合は、その所在を証明する公的資料を添付すること。

※建設コンサルタント業務の場合＝建設コンサルタント登録規程に基づく営業所

※地質調査業務の場合＝地質調査業者登録規程に基づく営業所

※測量業務の場合＝測量法に基づく営業所

#### 「企業の能力」に関する注意事項

注1) 上記に掲げる基準を満たす業務実績を1件以上有すること。

なお、設計共同体の参加の場合にあっては、全ての構成員が上記に掲げる基準を満たす業務実績を有すること。

注2) 業務実績に関する取扱は、下記のとおり。

①元請けとしての業務実績に限る。（再委託による業務の実績は評価対象外）

②完成し引渡し完了しているものに限る。

③設計共同体の業務実績の場合は、申請者が分担して実施した業務実績に限る。

注3) 実績評価対象となる業務の発注機関は以下のとおりとする。

①阪神高速道路株式会社・グループ会社

②高速道路会社、指定都市道路公社

③国土交通省、国の機関、独立行政法人等の政府関係機関

④都道府県、政令指定都市、これらの関係機関

⑤市町村、これらの関係機関

⑥公益民間企業（鉄道・空港・電気・ガス・通信）

⑦その他民間企業

指定都市高速道路とは、名古屋高速道路公社、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路公社のことをいう。また、公益民間企業とは、テクリス登録の対象となっている公共公益施設の整備に関する事業を営む民間企業（法人）のことをいう。

注4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完成していない業務についても、評価の対象とする。

注5) 日本及びWTO締約国以外の国等の建設コンサルタントにあっては、日本における同種又は類似業務の実績をもって判断する。

#### 「配置予定技術者の能力」に関する注意事項

注1) 上記に掲げる基準を満たす業務経験を1件以上有する技術者が配置できること。

注2) 保有資格について、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

注3) 業務経験に関する取扱は、下記のとおり。

①元請けとしての業務経験に限る。（再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は評価対象外）

②完成し引渡し完了しているものに限る。

③設計共同体の業務経験の場合は、配置予定技術者が分担して実施した業務経験に限る。

注4) 業務経験評価対象となる業務の発注機関は、上記「企業の能力」注3)に同じ。

注5) 手持ち業務量の金額及び件数の算出等については、別紙－①を参照すること。

## 手続に関する期間等

業務名		既設出入口改良に係る概略設計その他業務	
電子入札システム上の登録案件		既設出入口改良に係る概略設計その他業務	
契約責任者	役職名	代表取締役社長	
	氏名	上松 英司	
担当部署 (申請書等提出先)	郵便番号	〒 530-0005	
	住所	大阪市北区中之島3丁目2番4号 中之島フェスティバルタワー・ウエスト9階	
	部署名	経理部 契約課	
	電話番号	06-6203-8888	
	FAX番号	06-6203-8313	
	E-mail	keiyaku-hs@hanshin-exp.co.jp	
説明書等 に関する問い合わせ先	部署名	計画部 計画調整課	
	電話番号	06-6203-8888	
開札場所		経理部 契約課	
公示日		2026年 2月 26日 (木)	
①	契約書案及び設計図書等の 交付期間	2026年 2月 26日 (木)	から
		2026年 4月 7日 (火)	午後4時まで
	やむを得ずCD-R等により受領する場合は、上記交付期間の 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで (土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年 法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」とい う。))を除く。)		
	閲覧資料	閲覧資料なし(ダウンロード資料のみ)	
	閲覧期間	—	
②	競争参加資格の確認の基準日	2026年 2月 26日 (木)	時点
③	技術提案書等の提出期間	2026年 2月 26日 (木)	から
		2026年 4月 7日 (火)	までの毎日 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで(休日を除く)
④	競争参加資格確認結果の通知日	2026年 4月 21日 (火)	まで
⑤	競争参加資格がないと認めた者に対 する理由の説明請求期限日	2026年 4月 28日 (火)	まで
⑥	技術提案書等の内容に関する質問の 受付期間	2026年 2月 26日 (木)	から
		2026年 4月 2日 (木)	午後4時まで 持参・電送の場合は、午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで(休日を除く)
⑦	技術提案書等の質問に対する回答の 閲覧期限	2026年 5月 6日 (水)	午後4時まで
⑧	入札の締切	1回目	2026年 5月 7日 (木) 午後5時まで
		2回目	2026年 5月 14日 (木) 午後5時まで
⑨	開札日時	1回目	2026年 5月 8日 (金) 午前10時
		2回目	2026年 5月 15日 (金) 午前10時
ヒアリング			
ヒアリングの実施の有無		無	

## 技術評価項目・評価基準等 総合評価落札方式(1:2)

業務名: 既設出入口改良に係る概略設計その他業務

大項目	中項目	評価項目	評価基準	評価 配点 倍率	評価の重み(点)						
					管理 技術 者	照 査 技 術 者	担 当 技 術 者				
(企業 の 能 力 ) *5	専 門 技 術 力	成 果 の 確 実 性	業務実績の内容 2016年度以降、 確認基準日までに完了した 業務が対象	下記の順位で評価する ① 同種業務の実績が2件ある。 ② 同種業務の実績が1件ある。 ③ 類似業務の実績が2件ある。 ④ 類似業務の実績が1件ある。 業務実績がない場合は参加資格なし(選定しない)。	1 3/4 2/4 1/4 -	10					
			配置 予 定 技 術 者 の 能 力 ( 提 出 書 類 )	専 門 技 術 力	保 有 資 格	管理技術者資格、その専門分野の内容 *1	下記の順位で評価する *2 ① 以下のいずれかの資格を有する。 技術士(総合技術監理部門:建設一道路) 又は技術士(建設部門:道路)を有する。 ② 以下のいずれかの資格を有する。 RCCM(シビルコンサルティングマネージャ:道路) 上記以外の場合は参加資格なし(選定しない)。	1 1/2 -	10	-	-
						照査技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する *2 ① 以下のいずれかの資格を有する。 技術士(総合技術監理部門:建設一道路) 又は技術士(建設部門:道路)を有する。 ② 以下のいずれかの資格を有する。 RCCM(シビルコンサルティングマネージャ:道路) 上記以外の場合は参加資格なし(選定しない)。	1 1/2 -	-	5	-
						担当技術者資格、その専門分野の内容 *3-1	下記の順位で評価する *2 ① 以下のいずれかの資格を有する。 技術士(総合技術監理部門:建設一道路) 又は技術士(建設部門:道路)を有する。 ② 以下のいずれかの資格を有する。 RCCM(シビルコンサルティングマネージャ:道路) ③ 該当なし。	1 1/2 0	-	-	5
						業 務 実 績	専 任 性	専 任 性	管理技術者の業務実績の内容 2016年度以降、 確認基準日までに完了した 業務が対象 *1	下記の順位で評価する ① 同種業務の実績が2件ある。 ② 同種業務の実績が1件ある。 ③ 類似業務の実績が2件ある。 ④ 類似業務の実績が1件ある。 業務実績がない場合は参加資格なし(選定しない)。	1 3/4 2/4 1/4 -
担当技術者の業務実績の内容 2016年度以降、 確認基準日までに完了した 業務が対象 *3-2	下記の順位で評価する ① 同種の実績がある。 ② 類似の実績がある。 ③ 該当なし。	1 1/2 0	-	-	5						
管理技術者の表彰等の実績 2016年度以降、 確認基準日までに完了した 業務のうち、下記実績が対象。 a)技術者表彰、b)業務表彰経験、c)業務 成績評価が75点以上の業務 *1 *4	下記の順位で評価する ① 該当するものが3つある。 ② 該当するものが2つある。 ③ 該当するものが1つある。 ④ 該当するものがない。	1 2/3 1/3 0	10	-	-						
若手担当技術者の登用	下記の順位で評価する ① 35歳以下の担当技術者が1名以上配置される。 ② 35歳以下の担当技術者が配置されない。	1 0	-	-	5						
業 務 実 績	専 任 性	専 任 性	管理技術者の手持ち業務金額及び件数 (特定後未契約のもの含む) *1	下記の順位で評価する ① 全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務 の件数が5件未満 ② 全ての手持ち業務の契約金額合計が3億円未満かつ手持ち業務 の件数が7件未満 ③ 全ての手持ち業務の契約金額合計が5億円未満かつ手持ち業務 の件数が10件未満 なお、上記以外の場合は参加資格なし(選定しない)。	1 1/2 0 -	5	-	-			
			担当技術者の手持ち業務金額及び件数 (特定後未契約のもの含む) *3-3	下記の順位で評価する ① 全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務 の件数が5件未満 ② 全ての手持ち業務の契約金額合計が3億円未満かつ手持ち業務 の件数が7件未満 ③ 全ての手持ち業務の契約金額合計が3億円以上又は手持ち業務 の件数が7件以上	1 1/2 0	-	-	5			
				小計①	70						
業務 実 施 方 針 ・ 留 意 点 等 ( 技 術 提 案 書 の 提 案 内 容 )	業務目的、内容の理解度が高く、業務実 施方針・留意点等に関する記述が優秀な 場合に優位に評価する。 なお、必須記載項目について記載のない 場合は参加資格なし(選定しない)。		① 業務の実施体制 ② 業務成果品の品質確保 ③ 業務実施上の留意点	-	25 25 25						
					小計③	75					
	技術評価の配点合計				小計①+小計③=	合計	145				
技術評価点(A)				上記配点合計を100点へ換算			合計	100			
価格評価点(B)				(価格評価点:技術評価点 = 1:2)			-	50			
評価値(A)+(B)				技術評価点(A)+価格評価点(B)=			-	150			

- \*1 管理補助技術者を配置する場合は、予定管理技術者に代えて、予定管理補助技術者を対象に技術評価する。ただし、予定管理補助技術者の提出資料及び証明資料等に不備等があり、技術評価できない場合、予定管理技術者を技術評価対象として取り扱う。
- \*2 外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当の国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課)を受けている必要がある。
- \*3-1 担当技術者が複数の場合は、平均で評価する。  
ただし、下記1)又は2)の場合は上位1名の評価値とする。  
1)担当技術者の資格については問わないが、配置された有資格者を評価する場合  
2)担当技術者の資格を問うが、1名のみ無資格者の配置を認める場合
- \*3-2 担当技術者が複数の場合は、平均で評価する。  
ただし、下記1)の場合は上位1名の評価値とする。  
1)担当技術者の業務実績については問わないが、配置された業務実績のある者を評価する場合
- \*3-3 担当技術者が複数の場合は、平均で評価する。
- \*4 a)~c)の該当業務は各1件とする。
- \*5 設計共同体の場合は、各社の平均とする。
- \*6 各評価項目の評価点数の端数処理は小数第2位までとする。(小数第3位以下を切り捨て)